

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条  
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

株式会社ストライクグループ

株式会社ストライク

2026年4月1日

## 吸収分割に係る事後開示書面

東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
株式会社ストライクグループ  
代表取締役社長 荒井 邦彦

東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
株式会社ストライク  
代表取締役社長 金田 和也

株式会社ストライクグループ（2026年4月1日付で、株式会社ストライクより商号変更。以下、「分割会社」といいます。）と株式会社ストライク（2026年4月1日付で、株式会社ストライク分割準備会社より商号変更。以下、「承継会社」といいます。）は、2025年10月17日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社が営むM&A仲介事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項に従い、下記のとおり吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2026年4月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条及び第787条の規定及び会社法第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 吸収分割をやめることへの請求  
分割会社では、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。
  - (2) 反対株主の株式買取請求  
分割会社は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項および第161条第2項の規定に基づき、2026年2月27日付の電子公告により、株主に対して本吸収分割を行う旨等の公告を行いました。が、会社法第

785 条第 1 項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

本吸収分割に際して、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権は発行しておりませんでしたので、会社法第 787 条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 債権者の異議

本吸収分割は分社型の分割であり、債務の承継方法は重疊的債務引受によるものであるため、会社法 789 条に定める吸収分割の債権者異議に関する手続きは省略しております。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割をやめることの請求

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主からの吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定により、2026 年 2 月 27 日付で株主に対し通知を行いました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2026 年 2 月 24 日付の官報において公告を行いました。が、申述期限までに会社法第 799 条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。なお、知っている債権者はいなかったため、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、2026 年 4 月 1 日をもって、分割会社より本吸収分割に係る吸収分割契約に記載された資産、債務、契約その他の権利義務を吸収分割契約に従い承継いたしました。これにより承継した資産の額は 979 百万円（概算値）、負債の額は 979 百万円（概算値）であります。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 4 月 1 日

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号。以下、「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者との協議を行い、また、労働契約承継法第 2 条第 1 項に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を実施いたしました。労働者からの異議の申出はありませんでした。

以 上